

商品概要説明書

リフォームローン（再エネ型）

商品名	リフォームローン（再エネ型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ J Aの営業地区内に在住または在勤の方。 ○ お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。 ○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。) ○ 国から 2019 年度以前に再生可能エネルギー事業計画の認定を受けている方。 ○ J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ その他 J Aが定める条件を満たしている方。
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は対象外となります。 (対象となる太陽光発電設備に関する資金) ① 太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金（太陽光発電は発電出力 10kW 超・50kW 未満とし、野立て設置のものを含みます。) ② 太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③ 太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④ 上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済（保険）に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。
借入金額	○ 10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○ 6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間内とします。
借入利率	○ 次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】

	<p>当初お借入時に、固定金利期間（1年・3年・5年・7年・10年・15年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>お借入時の利率は、毎月決定し、JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の各JAの基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日まで各JAの基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の各JAの基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の各JAの基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はお返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
保証人	○JAが指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただ

	きますので、原則として保証人は不要です。										
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (例)】 <table border="1" data-bbox="539 454 1233 555"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>5 年</td> <td>10 年</td> <td>15 年</td> <td>20 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>18,319</td> <td>34,177</td> <td>47,928</td> <td>59,347</td> </tr> </table> ② 分割払い お客様から J A へお支払いいただく利息の中から J A が保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.8% 上乗せされた利率が適用されます。	お借入期間	5 年	10 年	15 年	20 年	保証料 (円)	18,319	34,177	47,928	59,347
お借入期間	5 年	10 年	15 年	20 年							
保証料 (円)	18,319	34,177	47,928	59,347							
手数料	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。 ① 全額繰上返済の場合…3,300 円 ② 一部繰上返済の場合…3,300 円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J A に対して事務手数料が必要となる場合がございます。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、J A に対して条件変更手数料が必要となる場合がございます。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、J A に対して取扱手数料が必要となる場合がございます。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、J A 本支店 (所) にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J A 本支店 (所) または J A バンク相談所にお申し出ください。 群馬弁護士会 (紛争解決センター) 電話：027-234-9321										
その他	○お申込みに際しては、J A および J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J A の融資窓口までお問い合わせください。										

- (注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」の計3種類から選択します。
- 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計2種類から選択します。
- 3 保証料は、「一括払い」「分割払い」から選択します。